

第 76 回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2021 年 8 月 27 日 15:00～18:00

◆会場：オンライン開催

◆議題

NGO 側提案議題

1. 2021 年度 SDG4 教育キャンペーン：日本の国際教育協力分野への貢献について
2. IDA 第 20 次増資交渉について
3. G7 コーンウォール・サミットの首脳宣言と国際協力機構（JICA）による新規石炭火力支援の整合性及び JICA 債発行における資金調達リスクについて
4. アジアにおける石炭火力発電所の早期廃止に向けた公的金融機関の取組みに係る日本政府の方針について（アジア開発銀行、国際協力銀行、国際協力機構による取組みの可能性について）
5. 天然ガス関連事業に対する日本の公的支援と国際協力銀行が融資を検討中のカナダ LNG 事業について
6. クーデター発生後のミャンマーにおける国際協力銀行のビジネス支援事業の今後、及び世界銀行、アジア開発銀行の対ミャンマー資金拠出停止に関して
7. モザンビークへの円借款及びナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発・天然ガス開発）への JBIC 融資について

◆参加者（順不同・敬称略）

NGO

1. 川口真実（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
2. 大野容子（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
3. 三宅隆史（教育協力 NGO ネットワーク）
4. 伊東理彩（教育協力 NGO ネットワーク）
5. 小島わかな（教育協力 NGO ネットワーク）
6. 櫻井晃太郎（教育協力 NGO ネットワーク）
7. 金杉詩子（国境なき医師団日本）
8. 鈴木洋一（フリー・ザ・チルドレン・ジャパン）
9. 岩間縁（ワールド・ビジョン・ジャパン）
10. 堀内葵（国際協力 NGO センター）
11. 重田康博（国際協力 NGO センター／宇都宮大学）
12. 波多江秀枝（FoE Japan）
13. 杉浦成人（FoE Japan）
14. 木口由香（メコン・ウォッチ）
15. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
16. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
17. 高橋清貴（日本国際ボランティアセンター／恵泉女学園大学）
18. 津山直子（アフリカ日本協議会）
19. 林達雄（アフリカ日本協議会）

20. 大林稔（モザンビーク開発を考える市民の会／龍谷大学）
21. 池上甲一（ムラ・マチネット／近畿大学）
22. 西原智昭（星槎大学）
23. 鈴木康子（気候ネットワーク）
24. 川上豊幸（熱帯林行動ネットワーク）
25. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）
26. 田辺有輝（JACSES）
27. 山縣萌香（JACSES）
28. 小林和佳子（JACSES）

財務省

1. 田部真史（開発機関課長）
2. 影山昇（開発機関課 課長補佐）
3. 真船貴史（開発機関課 課長補佐）
4. 足立直也（開発機関課 課長補佐）
5. 西尾隆弘（開発機関課 総括係長）
6. 上村晃嗣（開発政策課 開発政策調整室長）
7. 中村正行（開発政策課 課長補佐）
8. 林原賢悟（参事官室 課長補佐）
9. 森文弥（参事官室 課長補佐）
10. 萬浩之（参事官室 課長補佐）
11. 久木田いずみ（参事官室 課長補佐）
12. 比留間邦宏（参事官室 地域第一係長）
13. 大和宏彰（参事官室 地域第三係長）
14. 坂根良平（参事官室 地域第五係長）

JBIC

1. 宮崎慎也（経営企画部業務課 次長）
2. 後藤直拳（経営企画部業務課 課長代理）
3. 横田篤（経営企画部業務課 調査役）
4. 清水勇佑（経営企画部業務課 調査役）
5. 沼田雄人（鉱物資源部第2ユニット ユニット長）
6. 浜田鉄平（鉱物資源部第2ユニット ユニット長代理）
7. 大隈拓也（石油・天然ガス部第1ユニット ユニット長代理）
8. 加藤元気（産業投資・貿易部第1ユニット ユニット長）

NGO 側提案議題 1 : 2021 年度 SDG4 教育キャンペーン : 日本の国際教育協力分野への貢献について

川口 :

本日は教育協力 NGO ネットワーク (JNNE) として発言する。本日はゲストとして、ユースの 2 人にも参加して頂いている。SDG4 教育キャンペーンで、国際教育協力について提起する。ご存じの通り、新型コロナウイルス感染症によって、世界の教育が引き続き大きな影響を受けている。新型コロナウイルス感染症の発生以前から、2030 年までに SDG4 の教育目標を達成するには行動を早急に加速化する必要があることが分かっていた。しかし、この感染症により今 3 人に 2 人の生徒が学校閉鎖の影響を受け、特に低・中所得国では 65% の政府が教育への資金を削減しているとされている。コロナ禍で包摂的で衡平な質の高い教育に大変大きな打撃が与え続けられている。

基礎的な読解が出来ない子どもたちが 1 億人以上増え、このような子どもの総数は 5 億 8400 万人になると予測される。また、最も貧しい子どもたちが教育にアクセス出来ず、就学率の格差がさらに拡大している。今後 3 年間で、紛争や気候変動、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 450 万人の子どもたちと若者が教育を受けられるようにするためには、少なくとも 4 億ドルの追加資金が必要とされている。

このような状況の中で、我々教育分野の国際協力 NGO の連合体である JNNE は、SDG 目標 4 「質の高い教育をみんなに」の達成に向けてキャンペーンを行ってきた。このキャンペーンは、毎年 4 月に行われている「Global Action Week for Education」のタイミングに合わせて実施している。今年は昨年同様に、まず各政党に対し教育政策に関するアンケートを実施した。質問は全部で 6 点あり、最初の 3 点が国内の教育課題に関する質問、後半の 3 点が国際教育に関する質問である。本日は国内課題には触れないため、詳しい内容は質問書に添付しているファクトシートの 1 と 2 をぜひご覧頂きたい。教育政策に関する政党へのアンケートは、れいわ新選組、自由民主党、公明党、立憲民主党、共産党、社会民主党の 6 政党から回答を得ることが出来た。

次のステップとして、各政党から得られたアンケートへの回答を政党名を伏せた状態でウェブサイト公開し、全国の市民、子ども、若者に、どの回答を支持するかを投票してもらうキャンペーンを実施した。本日触れない国内課題等については繰り返しになるがファクトシートをご確認頂ければと思う。市民の投票は、昨年比べて 1337 人多い 3896 人に参加してもらうことが出来た。このキャンペーンを通して政党の担当者や市民に伺った国際教育協力、中でも資金拠出に関する質問を、本日財務省の皆さんに伺いたい。具体的には ECW と GPE の拠出に関する内容になるが、こちらについて、本日参加して頂いている櫻井さんと小島さんに発言して頂く。ユースと子どもの皆が作り上げた要望書とともに質問をさせて頂きたい。

櫻井 :

SDG4 教育キャンペーン 2021 では、教育に問題意識・関心のある子ども、ユースを募った。以下、国内外の教育問題に対するメンバー 24 人の声・要望を取りまとめたのでぜひ耳を傾けて頂きたい。教育は個々人の人格、道徳の形成に大きな役割を果たすだけでなく、多様な価値観を身に付け、健康で文化的な最低限度の生活を送るために必須である。日本政府として、地球上の全ての人々の基本的人権を保護し、SDGs の主眼でもある、誰一人取り残さない平等かつ公平な社会の構築及び教育格差是正のため、子ども、ユースとして提言させて頂く。

各政党へのアンケートの質問4はECWへの拠出について。「日本もECWに拠出して、危機に直面している子どもたちに質の高い教育を。」緊急化や長期化する人道危機によって、自分の意思とは関係ない現実を受け入れざるを得ない子どもがいる。その多くは教育を受けられていない。教育を受けられない状態が続くと、世代を超えた悪循環になる。子どもは未来の社会を担う存在である。今すぐECWに拠出して頂きたい。こうした取り残されがちな人々への支援を訴える声も日本にはある。グローバル社会におけるリーダーシップを日本が発揮して欲しい。

小島：

質問5はGPEへの拠出についてである。今こそ投資だ。女の子の未来を守る。世界の未来をつくるために。女の子だからという理由だけで、1億3030万人の子どもが学校に行けていない。現在コロナ禍で事態は悪化している。同じ子ども、ユースとしてこの現状に強い悲しみと憤りを感じ、全ての子どもが学校に行ける世界を求める。G7サミット、GPEの増資会合が行われた今年は特に、日本政府が教育・ジェンダー問題への解決意思を世界に表明する絶好の機会である。GPEへの増資で女の子の未来を守って欲しい。続いて、財務省への質問をさせて頂く。

櫻井：

質問4、日本は「教育を後回しにできない基金」(ECW)に拠出すべきだ。キャンペーンを通じて得られた各政党の回答に対し、市民の支持率が最も高かったのは、社会民主党の「紛争・災害等で教育の危機に直面している子どもたちへ即時的かつ持続的に資金拠出できるECWは重要な基金です。日本は全く拠出しておらず、先進国として恥ずべきことであり、すぐにでも拠出すべきです」という回答だった。前回のユースからの質問に対し、財務省から「途上国支援の多岐にわたる活動の中で、限られた資金を戦略的に活用するため、政府全体の方針や日本の知見の活用可能性といった観点から、引き続き、省庁間で足並みをそろえて支援の方向性について検討をしていきたい」と回答を得ている。限られた資金を活用する観点からは、納税者である市民からの支持の高い拠出先に支援することも非常に重要だと思う。紛争下の教育支援・ECWへの拠出について、財務省における議論の進捗状況や方向性をお聞かせ頂きたい。

小島：

質問5、日本は世界の4600万人の女の子が学校に通えるようになるように教育のためのグローバルパートナーシップ(GPE)への拠出を大幅に増やすべきだ。こちらも前回のユースの質問に対し、財務省から、過去にGPEへの拠出を行った旨の回答があった。しかし、今年7月28日と29日に英国にて開催された世界教育サミットにおいて表明されたGPEへの各国ドナーからの拠出額は40億ドル(約4400億円)で、目標の50億ドル(約5500億円)には及ばず、中でもG7や世界教育サミットで日本のリーダーシップが発揮されなかったことを残念に思う。世界教育サミットには茂木外務大臣がビデオにて登壇し、今後5年間で15億ドル(1650億円)を超える教育支援を行うことが約束されたが、15億ドルのうちGPEに対する拠出金額は明確にされていない。教育支援やGPEへの拠出は、外務省と財務省が連携して前向きに検討してくれることを切望している。ぜひ財務省側がイニシアチブを取り、GPEへの拠出を復活させる等、日本のプレゼンス向上に向けた動きをリードして頂けないか。この点に関して財務省でのこれまでの議論や考え等をお聞かせ頂きたい。

MoF 中村：

財務省における国際教育支援について2点説明する。1点目、教育は全ての人々が等しく享受すべき基本的な権利であるとともに、途上国の持続可能な開発の実現に欠かせないものであり、SDGsにおいてもゴールに掲げられている等、重要な支援分野と考えている。財務省としても、教育は重要な支援であると考えている。2点目、JICAによる有償資金協力、円借款でも、各国の事情に応じ就学前教育から高等教育、就業教育に至るまで幅広く支援を展開している他、日本が主要ドナーとして大きく貢献している世界銀行の低所得向け支援機関であるIDAにおいても、教育分野の支援の強化を力強くサポートしてきたところ。以上2点の観点から、今後の教育の支援の方向性について引き続き検討したい。

三宅：

GPE及びECWへの拠出の可能性に関する議論がどのように行われているのか、教えて頂きたい。

MoF 中村：

ECWは、紛争、自然災害等の危機的な状況において、子どもと若者に教育の機会を提供するためにユニセフに設置された基金であると承知している。ユニセフへの拠出については、関係省庁において適切に検討がなされていると考えている。GPEについては、財務省も過去にGPEへの拠出を行っていた。支援対象国において、識字率の向上や初等教育修了率の増加等の成果が見られたと理解している。GPEへの拠出について、財務省から追加の拠出は想定しておらず、2014年以降、拠出金の効率的な活用管理の観点から外務省に一本化している。なお、繰り返しになり恐縮だが、財務省として教育は重要な分野と考えている。そのため、先程も申し上げたようにIDAにおいて教育分野の支援の強化を力強くサポートしていきたい。

川口：

ユニセフに適切に資金を拠出しているとの回答だったが、ECWはユニセフの中にある別の基金であると理解している。最も漏れ落ちる紛争や自然災害に特化して資金拠出をして頂きたい。ユニセフではなく、ECWに特化した拠出に関する議論は財務省の中でなされているか。

MoF 中村：

財務省の中では議論していないが、関係省庁において適切に検討されていると考えている。

川口：

先程の櫻井さん、小島さんの意見・コメントにもあったが、ぜひ財務省でもイニシアチブを取って頂きたい。

三宅：

財務省としては、世界銀行のIDA融資を通じた教育の支援をしているのはその通りである。しかし、IDAとGPEの最大の違いは、IDAは基本的にプロジェクトあるいはプログラムで何らかのアウトカムを発生することを目標とし、それに対するファイナンスあるいはコンサルティングを行う仕組みである。GPEの場合は、教育セクター全体の改革を目的としている。データ、キャパシティー、ポリシー、ファイナンスの4つのギャップ、つまり教育制度そのものを改革し、SDG4.1目標を達成することを目指す。SDG4.1目標達成のために、リフォームを行い、例えば教育省で教員を増やすことや教育予算を増やすことが達成されなければ、お金を一時止めることまでしている。コンディショナリティーを付けて、途上国政府の自助努力をかなり求め、奨励している。繰り返しになるが最大の違いは、IDAはプロジェクトあるいはプログラム専門

で、GPE は教育セクター全体の改革を目指している。そこが根本的に違うため、もちろん IDA 融資も必要だが GPE も今後財務省に限らず支援を検討して頂きたい。

大野：

日本政府には、これまで保健分野、特に UHC の文脈で非常にイニシアチブを取って頂いており非常に感謝している。それは UHC の文脈で各国の保健財政が非常に深く関わってくるためでもあると思う。三宅さんの話にもあったが、財務省として教育支援を行う際、保健の文脈と同じように、単体の教育プロジェクトではなく教育財政、日本として前向きに教育が重要だと言っている以上、例えば日本の知見を生かして支援していくような教育財政の観点からリーダーシップを取っていく議論はなされていないのか。また、その文脈では GPE との協力は非常に有効ではないかと思う。そうした教育財政の構築支援、あるいは財政支援そのものに関してのお考えをお聞かせ頂きたい。

MoF 中村：

財務省としては、まさしく保健財政や UHC についてイニシアチブを取っている。教育財政の観点からは今のところリーダーシップを取っていく検討はしていない。繰り返しになるが、教育そのものは重要だと考えている。

MoF 田部：

IDA に関係する質問もあったので全体を含めて我々の考え方を説明する。先程三宅さんがおっしゃったように、最も重要なことはまさに、途上国それぞれの財政あるいは資金全体の中で、いかに教育に向けてきちんと資金を振り向けていくかである。つまり、教育向けの投資をどのように各国の中でメインストリームしていくかが極めて重要である。

そうした観点から、我々が IDA と言っているのは、IDA は低所得国にとって最も大きな資金リソースであり、まさにそこで教育向けにリソースを振り向けていくことが、途上国の財政の中で教育をメインストリームしていく上で非常に有効かつ適切であると考えているからである。もちろんおっしゃったように、GPE や ECW、それぞれの基金にはそれぞれの効果、目的があり、それぞれ必要だが、それらと IDA の最も大きな資金リソースが上手く連携を取っていくことで最も大きな効果が出ると我々は考えている。先日の教育サミットでも、茂木大臣が IDA と GPE の連携の話をしていたがまさにそうした趣旨で言っている。

NGO 側提案議題 2：IDA 第 20 次増資交渉について

大野：

現在、第 20 次の増資交渉が 1 年前倒しで行われており、12 月に東京で開催されると先日のサミットで茂木外務大臣も言っていた。今回東京で開催されることもあり、日本政府の意見に非常に重きが置かれるであろうと推察している。

そこで、IDA の増資交渉の資料を見ていたところ、今回重点分野として新たに Human Capital が掲げられており、保健と並んで教育が重要なテーマとして議論されていることを知った。本当にありがたい。Human Capital の IDA のペーパーにも、新たな Policy Commitment として、コロナで非常に打撃を受けた教育、learning poverty についてしっかり力を入れていくことが新たに掲げられていることを歓迎したい。

ここからは現在の交渉に関わることなので、言えることと言えないことがあるだろうが、可能な範囲内で聞かせて頂きたいことが2点ある。前回の第19次増資は過去最大規模であった。ドナーからの拠出もかなり大きな金額だったが、今回の増資ではそれを超え、特にアフリカ諸国から非常に大きな声が出ていて、1000億ドル規模の増資が求められていると聞いている。各国、もちろん日本を含み、様々に財政事情が厳しい中どのように貢献を行っていく予定か、もしくはどのようにここまでの規模の増資が実現可能なのかについて、ぜひお聞かせ頂きたい。

2点目は、Human Capitalのうち教育支援についてである。今回新たなPolicy Commitmentも出され、特別テーマにも掲げられている。このように掲げられた結果、教育への支援が具体的にどのように強化されるのかお聞かせ頂きたい。

また、Human Capitalのうち、先程から話が出ているように教育への支援について、日本政府としてサポートしてくれるとは聞いているが、具体的にどのようにサポートをし、どのような見解を持ち、どのように議論をリードしているか等交渉のリードについてぜひお聞かせ頂きたい。

MoF 足立：

1点目、IDA20の資金規模について質問を頂いた。IDA20については現在まさに交渉中であるため、総資金規模について我々として予断を持って答えることは差し控えたい。既にご覧頂いたかもしれないが、本年6月に実施された第2回の増資会合では、事務局がベースケースとして900億ドル以上を目指すことを提示し、それについて各国から広範な支持が示された。この900億ドルという数字については、IDA19が820億ドルであったことに加えて、今回3年目の期間の増資を1年前倒しする点で、非常に大きな決断、貢献であり、900億ドルという数字も非常に野心的な数字であると我々は思っている。

日本政府としては、IDA国、低所得の途上国が一刻も早くCOVID-19の危機から脱出し、回復にあたってビルド・バック・ベターを実現していく観点からは、IDA20を通じて十分な支援をすることが不可欠であると考えている。そして、IDAの資本の効率的な利用等を通じて、必要な額を確保していくべきであると考えている。

2点目はIDAの中での教育に関して質問を頂いた。ご承知かもしれないが、IDA20の下での具体的な支援内容等については、IDA20が合意され、そのPolicy Commitmentが合意され、その後個別のプロジェクト、プログラムについて世界銀行において検討されると認識している。すでにご覧になっただろうが、第2回の増資会合前に事務局から提示された資料では、IDA20のPolicy Commitment案で、少なくとも20カ国においてlearning povertyを減少させるための支援をすると記載されている。

日本政府の交渉の方針についても質問を頂いた。日本政府としては、教育、ヘルス、ソーシャルプロテクション等を含むHuman Capitalが新たに特別テーマに設定されたことを歓迎しており、これまでの第1回、第2回の増資交渉でも歓迎すると会合の場で表明してきた。第2回会合の場では具体的な話として、少年、少女の質の高い教育へのアクセスが必要だという点が強調されており、各国から、先程紹介したPolicy Commitmentの案に加えて、さらにアクセスの点について明確化すべきであるとの要請がなされた。こうした点について今後、各国の意見を事務局でどう取り扱うか、しっかり重視したい。先程田部と中村からも申

し上げた通り、日本としても教育の支援が重要であると思っているので、IDA の交渉の中で教育分野の支援強化を引き続き強くサポートしたい。

大野：

日本政府として必要かつ十分な支援をしていく方針と、教育への支援を明確に表明して頂き感謝する。今回新しくテーマとして Human Capital が掲げられ、その支援を強化することとなった。増資会合が終わり、その支援金を各国で使っていく際、私の理解では、IDA の資金の使い方として、7、8 割は国別配分され、残り 2 割弱が用途限定の特別枠で配分される。Human Capital で、例えば教育や保健等ソーシャルプロテクションが今回新たにフォーカスされたことによって、国別の融資に対してもその点が強調され、かつ何かしらの形で用途限定の資金として確保されるのか。重点項目と実際の配分の仕方の繋がりが明確ではなく、そこについても教えて頂きたい。

MoF 足立：

先程申し上げた 900 億ドルについて、特別テーマごとに何億といったイヤーマークされる性質のものではない。他方で、特別テーマに掲げられると、先程ご覧頂いた Policy Commitment が特別テーマごとに出来る。その Policy Commitment は、IDA が支援を通じて達成すべき目標を掲げるもの。IDA の個別のプロジェクトは、ドナー国の需要に基づき実施されるものであるが、IDA は Policy Commitment を達成するために総支援規模の中で支援を行う。特別テーマに掲げられるとそれごとの Policy Commitment が出来て、その Policy Commitment を達成するために IDA が支援を実施していく形になっている。

大野：

基本的には、コンディショナリティーとはいかなくても、特別テーマに沿ってプロジェクト、プログラムが立てられるように、IDA と受け取り国との間で交渉が行われ、重点化後に資金が充当されてくのであり、今年は Human Capital に入ったので、絶対にここまでのレベルといったようなイヤーマークをするわけではないということか。

MoF 足立：

はい。

MoF 田部：

足立から説明した通りであるが、特別テーマに入って Policy Commitment が付く。ドナーに対して Policy Commitment を実現する責任を負うことになるので、Policy Commitment を実現すべく、各国のプログラム、実際の支援内容においてその分野を強化していく。したがって Policy Commitment が非常に大事な性質のものである。ただ、このためにいくらという形ではなく、Country PBA (Performance-Based Allocation) で、国ごとに分配されている中でそれを実現していく性質のものである。

NGO 側提案議題 3：G7 コーンウォール・サミット的首脳宣言と国際協力機構（JICA）による新規石炭火力支援の整合性及び JICA 債発行における資金調達リスクについて

田辺：

前回の財務省 NGO 定期協議が 3 月に開催され、それ以降、石炭火力については非常に大きな変化があった。議題 3、4、5 は気候変動関連の議題だが、議題 3 は新規の石炭火力発電所への融資に関する議題であ

る。大きく分けて2つのテーマで述べる。1点は、G7サミットの首脳宣言の解釈、特にJICAの支援予定の案件に関する解釈である。もう1点は、JICAの債券発行における石炭火力の取り扱いについてである。

質問は大きく4点ある。1点目はG7サミットの首脳宣言の合意の解釈についてお聞かせ頂きたい。先日25カ国120団体の連名で抗議声明を発表したが、日本政府の解釈は非常に問題があると考えている。JICAの円借款を所管している財務省として、この定義は妥当性があるのかどうかをお聞かせ頂きたい。

質問2、3、4は、JICA債における石炭火力の取り扱いについてである。質問2は、投資家からこの点について、何らかの問い合わせやエンゲージメントがどれくらいあったかの事実確認である。質問3について、石炭火力発電事業への出融資には充当しないと説明し、今回債券発行がなされているが、この表現は適切ではないのではないかと考えるので財務省の見解を伺いたい。質問4は、海外の機関投資家を中心に、石炭からのダイベストメントが急速に拡大している中で、JICAの資金調達のリスクについて財務省としてはどのようにお考えかお聞かせ頂きたい。

MoF 林原：

質問の1と2について回答する。まず、G7首脳のコミュニケに関して、財務省の見解も同じようなものだったが、今回G7の足並みを揃えて、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援の年内終了のコミット、それを通じて、世界の実効的な脱炭素化をリードしていく決意を示したものだとは認識している。繰り返しになってしまうが、当方の解釈として、インドラマユ及びマタバリ2については、過去からすでに様々関与している案件とし、「新規」には当たらないと整理している。まだ外務省ないしはJICAで検討している状況なので、もちろん頂いた意見等は随時、外務省とも共有し、今後正式な協議あるいは検討の場においてはしっかりと検討したい。

質問2に関して、投資家からの石炭火力発電支援の是非に関する問い合わせについては、恐らくセンシティブイティがあると思うので、聞ける範囲でJICAを通じて聞いたところ、JICAに対する問い合わせは3件程度あった。ただし、支援停止を求めるものは特段なかったと聞いている。詳細についてはJICAに問い合わせさせて頂きたい。

MoF 上村：

頂いた質問の3点目は、JICA債を発行する際の表現の中に、石炭火力発電事業の出融資には充当しないと表現があることについてだと思っている。JICAが発行する債券は、国際資本市場協会が定めるソーシャルボンド原則に沿って発行されており、調達した資金の管理もこちらの原則に沿って運用されていると理解している。調達資金全てが有償資金協力業務の出融資に充当される旨法律で規定されているが、今年4月から、調達資金の充当対象から石炭火力を除外することが投資家向け説明資料に記載されている。

具体的な管理については、JICAは会計システム上の分別管理ではなく、債券発行額と石炭火力以外の適格事業への充当額をバランスさせる形で管理している。これをプール管理と呼んでいる。先程申し上げたソーシャルボンド原則に沿って運営されていると我々は理解している。

こうした運営方法も含めて、調達資金の充当対象から石炭火力を除外したことについては、日本総合研究所のセカンドオピニオンでも評価されているほか、おおむね国内外の投資家からも、ポジティブな反応を頂いていると思っている。

今後の話として、調達資金の管理についてはもう一步透明性を向上させた方がよいのではないかとの議論を JICA でもしており、2021 年度以降、JICA が債券発行で調達した資金を事後的にどの事業に充当したかの一覧を、恐らく年度が終わってからだと思うが、開示する予定であると JICA から聞いている。我々としても、こうした JICA の取り組みを歓迎している。

質問 4 は、インドラマユやマタバリ 2 の支援の可能性を残している中で、JICA の資金調達リスクについてどう考えているのかとの質問であった。現時点で我々としては、JICA の資金調達リスクが将来に向けて高まっているとは考えていない。ただ、JICA が今後も安定的な財務基盤の中で、円借款、有償資金協力を実施していくことは、我々にとっても大変大事なことだと思っているので、リスクが生じていないかどうか、そうした可能性が高まっているかどうかについては、今後も財務省として注視したい。

田辺：

G7 サミットの合意については、日本政府でも方針を立てる時に、新規の国際的な支援を 2021 年末まで終了する、という部分が政策の文書の中に引用されたり、ここが切り取られて活用されたりしていると理解している。しかし、この文章はその前段階で重要なポイントがいくつもあり、その中での新規の支援停止という枠組みになっている。先程省略してしまったが、質問書の背景で文言を引用したのは、まさにそこが理由である。

2050 年の温室効果ガス排出ゼロとの整合性をコミットしている点や、継続した世界的な石炭への投資が 1.5 度目標とは相容れないことを認識すること、国際的な投資はすぐに止めなければならない点を強調する前段階の認識表明がなされた上で、新規の直接支援の 2021 年末までの終了にコミットしている。ここで何かがひっくり返るわけではないと思うが、ここが極めて重要だと改めてお伝えしたい。つまり、こうした前段階の強調の中で定義しなければならず、実施に向けた手続きを行っている案件という定義の仕方が、そもそもこの前段階の認識と相容れていないのではないかという点が、我々が懸念しているポイントである。

質問 3 について、ソーシャルボンド原則に則っているとのことだったが、ソーシャルボンド原則の中で具体的にどの点を根拠にしているのかを、もし分かれば教えて頂きたい。また、プール管理をし、事後的にどの事業に活用したかを公開することだが、そもそも債券と事業はリンクしているのが我々としては大きな疑問である。つまり、ある事業がデフォルトになったとしても、その事業に JICA が勝手に紐付けている債券において減額されたり償還が遅れたりすることは直接的にない。財政全体の運用の中でそうしたデフォルト案件が大量に出てくれば、その可能性はあるかもしれないが、基本的に、財政的には一対一の事業と債券のリンクはない。その中で、債券発行者が発行時に勝手に案件を紐付けていく流れは、そもそも財政運用上一対一で紐付いていない実態の中で、本当に望ましいのかが大きな疑問である。その点について、見解があればお聞かせ頂きたい。

MoF 上村：

ソーシャルボンド原則には 2020 年度版があり、ソーシャルボンドによって調達される資金に係る取り扱いについて言及があるので、そちらに沿って適切な対応をしている。分別管理という方式も一つの方法だが、

JICAとしては債券発行額と、石炭以外の適格事業の充当額を比べる形でプール管理を採用している。これは、一つの方法として適切なものだと考えている。

鈴木：

質問4で、リスクが高まっているとは思っていないとのご見識を頂いたが、最近、石炭火力に対する風当たりが強く、新規に対する定義としては、現在着工していないものについては新規と考える意見が多く見受けられる。こうした意見が高まっている中で、財務省としてはそのような動きをどう認識しているのか。また、将来的にそのような動きはさらに盛り上がっていくと思うので、その点について将来的に見てどう考えているか、お聞かせ頂きたい。

MoF 上村：

このような話をする、次の議題や、さらにその次の議題である話の問題意識と繋がっていくのではないかとご意見を伺いながら思っていた。我々としても、2050年のネットゼロ目標を達成していくことが最も大事なことだと思っている。最も重要なことは、まずそれを皆で達成すること、現実的にどのように達成していくかも含めて真面目に考えなければならない。途上国のそれぞれの国の事情も踏まえながら、深く各国の事情にも寄り添い、目標達成に向けての現実的な在り方、達成方法を考えることが必要ではないかと思っている。この点については、今年 COP26 も控えており、様々な立場から色々な考え方や意見が出ていることは、我々も非常によく認識しているつもりである。財務省としても、政府の一員としてこれまでも議論してきたし、今後も議論していく。今後いわゆるダイベストメントによってどれくらい JICA の資金調達リスクが今後出てくるかについても、しっかり見ていきたいと思っている。

鈴木：

財務リスクの点ではご検討することだったが、JICA が貢献している事業がある中で、レピュテーションリスクまで考えは広がるのか。

MoF 上村：

レピュテーションリスクは調達リスクの中に含まれていると理解しているので、レピュテーションリスクが高まれば当然、資金調達リスクが高まる関係にあることは認識している。

鈴木：

含まれているという点がクリアになり、非常に良かった。

NGO 側提案議題 4：アジアにおける石炭火力発電所の早期廃止に向けた公的金融機関の取組みに係る日本政府の方針について（アジア開発銀行、国際協力銀行、国際協力機構による取組みの可能性について）

田辺：

議題4は、アジアの石炭火力発電の早期廃止に向けた取組みについてである。先程は新規の石炭火力に関する議論だったが、議題4は既存もしくは建設中の石炭火力の運転をどう止めていくか、そのために金融ができることは何かという観点を中心に議論する。

波多江：

アジアにおける石炭火力の早期廃止について、現在議論がかなり活発になってきているが、この点に関して日本政府の方針、ADB、JBIC、JICAを含めて、その方針の一貫性について話が出来ればと思う。現在ADBで、アジアの石炭火力早期廃止について、テクニカルアシスタンス（TA）を2件行っていると私たちは理解している。この件について、民間金融機関とADBが一緒になり、既存の石炭火力を買い上げて早期廃止に繋げるスキームが出来つつあるとの報道が、8月初めのロイターを皮切りに複数出てきている。

私たちとしては気候変動対策の中で、既存の石炭火力をどのように早期廃止するかについて、特に途上国の石炭火力にはこれまで日本がかなり融資をしてきており、日本の事業者あるいは金融機関の責任、役割が非常に重要であると認識している。こうした議論が活発化してきていることは、非常に前向きな動きとして捉えている。

一方で、この枠組みを作るにあたり重要なのは、誰が座礁資産化のリスクを負うのかという議論であると思う。現在、早期廃止に向けた動きが出ているのはまさに気候変動対策の観点からであるが、今稼働している石炭火力について、事業者や事業に融資・支援を行ってきた金融機関がその座礁資産化リスクを全く取らないままに救済されてしまうのではないかという、モラルハザードが起こる可能性を我々は危惧している。

また、今から作られる枠組みによって座礁資産化のリスクが軽減されることで、現在建設している事業者等にとって事業を止めるインセンティブが全く無く、逆に新しい事業をもっと進めるインセンティブになるのではないか。つまり、自分たちは座礁資産化のリスクを取らなくて良いのだから、気にせずこの事業を続けられるという動きに繋がり、石炭火力の継続を逆に後押ししてしまうのではないかという懸念が出てくるかと思う。

建設中の石炭火力、あるいは議題3に出てきたインドラマユ、マタバリ2石炭火力は未着工である。これらに日本政府がJBIC、JICAを通じて資金を出す一方で、同じ日本政府の資金であるADBを通じて早期廃止に向けた動きを支援していくことは、その一貫性が保たれるのかと我々は問題意識を持っている。

質問は5点挙げさせて頂いている。質問1は、早期廃止に向けた、ADBあるいは民間金融機関との動きを財務省がどう評価しているかをお聞かせ頂きたい。質問2は、この枠組みが作られる経緯についてである。ADBがTAを行っていることはホームページ上で拝見しているが、民間金融機関がここに絡んでくる経緯をもしご存知であれば伺いたい。また、メディアの報道によると、COP26で具体的なスキームを発表する話も出ているので、分かる範囲でスケジュールを伺えればありがたい。さらに、このスキームは今述べた通り、市民社会から懸念点も非常に上がってきているので、特に現地の相手国のNGO、インドネシア、ベトナム、フィリピン等の市民社会の意見を取り入れる機会が設けられるのかについてお聞きしたい。

質問3は、JBIC、JICAがこのスキームに関わる可能性についてである。質問4について、我々NGOの調べでは、これまで特にJBICが、2003年から東南アジアにおいて、実に21件の石炭火力に融資しており、この中には稼働中のもの、建設中のものがある。それを考えると、JBICの責任は石炭火力を早期廃止していく点においても非常に大きい。その観点から、積極的な対応をJBICに取って頂くためにも、財務省には監督官庁として、JBICにそうした方針を指導して頂くことが必要だと思っている。その点について、財務省の意見を伺いたい。質問5について、JBICは6件ほど現在建設中のものに融資している。2件、JICAが今から融資をするか否かの状況だが、議題3の質問1のご回答では、要請があればまだ支援をするとおっ

しゃっていた。ADBに同じ日本政府からの資金が出ており、早期廃止に向けた支援をしている中でどのような一貫性を保てるのか、問題意識があるので意見を伺いたい。

MoF 真船：

質問1と2について回答する。1点目、ADBの取り組みに対する意義や評価について。脱炭素化に向けた我々の基本的なスタンスとして、主要排出国を含むあらゆる主体が脱炭素化に向けて取り組むことが重要であるとの立場を取っている中で、石炭からのトランジションを促進する取り組みは意義があると考えている。その上で、現在この枠組みの詳細なスキームは検討中であるが、この取り組みを実現可能な仕組みにする上で、特に石炭火力の買い取りスキームで、売り手とドナーの双方にどうインセンティブを与える仕組みとするのが非常に重要だと考えている。

質問2の経緯に関して、現在ADBで検討している枠組みは、世界経済フォーラムの下で広く提案されたコンセプトであると理解している。したがって、厳密には元々ADBのイニシアチブではないようだが、そのコンセプトをADBが具体的な枠組みにすべく、現在フィージビリティスタディーを行っている段階であると承知している。

COP26に向けた今後のスケジュールは、ADBに確認したところ、現在プレフィージビリティスタディーを行っており、今後、フルのフィージビリティスタディーに移行していく段階とのことである。今後1年から1年半かけて、このフルフィージビリティスタディーを通じてスキームを具体化していく。したがって、フィージビリティスタディーの進捗にもよるため、COP26のタイミングでこの取り組みの詳細をどこまで発表できるかは現時点では不明だが、いずれにしてもCOP26で今後の取り組みを表明するため、そこに向けて現在検討が進んでいるとのことである。

質問2の市民社会から意見を取り入れる機会があるかどうかについてもADBに確認したところ、プレフィージビリティスタディーが完了するのが9月の後半くらいになるようである。その辺りを目処にNGOとの間で、この取り組みの目的やコンセプトについて、ブリーフィングと意見交換を行う機会を設けたいとの意向を持っているとのことであった。

MoF 上村：

質問3以降について回答する。脱炭素化について我々が考えていることは、前の議題や前回の財務省NGO協議会でも話があった部分で、経済発展や国民生活の向上にとっては電力アクセスや電力不足の解消も不可欠で、そうした選択肢も狭めることなく、世界全体が脱炭素化に向けて現実的かつ着実な道を辿ることが大事だと思っている。その意味で、このような途上国の支援に際しても、それぞれの相手国のエネルギー政策や気候変動政策に我々自身が深くエンゲージし、長期的な視点に立って実現可能なプランを提案することが大事である。そのような形で、政策展開に係る相手国の行動変容やコミットメントをしっかりと促すことが大事だと考えている。そうした観点も含めて、ダイベストメントそのものがソリューションになるとは我々は考えておらず、先程真船からも申し上げたように、脱炭素化に向けたトランジションファイナンスの促進が重要だと考えている。

JBICとJICAの関わり方については、一般論として申し上げれば、そうしたトランジションファイナンスのスキーム作りの段階から、JBICやJICAがMDBsと連携していくこと自体、非常に有意義なことではな

いかと思っている。ADB のこのスキームについては真船からも話があった通り、フィージビリティスタディーを通じてスキームを具体化していく段階である。

今後 ADB 側から具体的な支援方法等についても話が出てくると思っているが、そうしたフィージビリティスタディーの結果も踏まえて、まず一義的には、JBIC や JICA 自身が関与の在り方を検討することになると理解している。我々としては、その際に今申し上げたようなトランジションファイナンスの考え方に沿って、こうしたスキームや JBIC、JICA の参加の検討がなされることが大事なのではないかと考えている。

質問 4 については繰り返しになるが、脱炭素化に関しては、我々としては電力に対する選択肢を狭めることなく、現実的かつ着実な脱炭素化の道を探っていく。また、相手国としっかりエンゲージしながら考えることが大事だと思っている。そうした理解の下で、JBIC が既存の案件も含めて様々な対応をしていくことは有意義であると考えている。

最後に指摘して頂いた部分は、石炭火力の案件があることと、ADB にて石炭火力廃止スキームの検討が進んでいることを全体としてどう理解するかとのご質問であった。これも、我々の基本的なところから考えると、脱炭素化の道は、それぞれの国のエネルギー政策や、それぞれの国の違いをよく理解してエンゲージし、その理解に立って長期的な視点で実現可能なプランを考える立場として、それぞれの支援のスキームを考えていくことが重要だと考えている。したがって、現時点でこうした 2 つの話が並行して進んでいること自体が、我々の基本方針に反していると理解しているわけではない。

波多江：

数点確認したい。質問 2 について、市民社会との意見交換の場が設けられることは、大変歓迎できている。これは、特に今プレフィージビリティスタディーを行っている 3 カ国という理解でよいか。

MoF 真船：

意見交換の場をどのように設けるかについての詳細までは、我々も承知していない。恐らく事務局でも、今後具体的に考えていくところではないかと思っている。

波多江：

3 カ国の CSO 方々は、どの案件がどうなるのか、また、我々が先程申し上げたモラルハザードの面も非常に気にしているようである。先日田辺さんを通じて財務省に、フィリピンの NGO である CEED からの ADB 宛てのレターも参考資料として提出させて頂いた。こうした声もあるので、特に 3 カ国、オンラインであれば我々日本からも参加できるので、より広く意見を取り入れられるような機会を設けて頂きたい。機会があれば、ADB にも情報共有して頂きたい。

もう 1 点、具体的な質問として事前に出せなかったが、インドネシアの新聞であるジャカルタ・ポストで見つけた記述についてお聞きしたい。議題 3 でも出ていた、6 月のコーンウォールでの G7 サミットの首脳コミュニケの中で、「新規の国際的な直接支援の 2021 年末までの終了に今コミットする」という文言のすぐ後に、「この移行はエネルギー移行委員会を通じた調整を含め」とあった。さらに、「我々は気候投資資金による作業及び、来年最大 20 億ドルを「石炭からの移行促進」及び「再生可能エネルギーの統合」プログラムに拠出するドナーの計画を歓迎する」とある。このコミュニケに出ている最大 20 億ドルは、現在ト

ピックにしている石炭火力の早期廃止に向けた資金にも繋がるものなのか。ジャカルタ・ポストの記事では、この20億ドルも使われると書いてあった。今お分かりになるようであれば教えて頂きたい。

MoF 上村：

大変恐縮だが、ジャカルタ・ポストの記事は現時点で我々は拝見できていないので、今このタイミングで何かを申し上げることは残念ながら難しい。

波多江：

コミュニケに、石炭からの移行促進や再生可能エネルギーの移行について書いてある。先程の質問3の回答では、ダイベストメントではなくトランジションファイナンスが重要だとのことだった。このトランジションファイナンスは、早期廃止に向けた資金拠出が含まれるとの理解でよいか。

MoF 上村：

今、手元でその記述が見られる状態にないが、20億ドルと、現在の足元のトランジションファイナンスとの関係が直結でどのようなものかは申し上げられない。ただ、2050年のネットゼロ目標に向けては、トランジションファイナンスもよく活用していくことが非常に重要だと考えている。

波多江：

20億ドルの件については後日こちらから改めて質問するので、その際に回答を頂きたい。それとは切り離して、先程の質問3で回答して頂いた中に、トランジションファイナンスという言葉が出てきた。このトランジションファイナンスの定義、範囲の中に、石炭火力の早期廃止に必要な資金は入ってくるとの理解でよいか。現在のADBの中でも、こうした早期廃止に向けた資金のスキームを作るかと思うのだが。

MoF 真船：

現在ADBで想定しているメカニズムは、我々の理解では、石炭火力の早期廃止のスキームと、再生可能エネルギーの設置・建設への投資の2つのスキームで構成されるものである。したがって、トランジションファイナンスを支援する枠組みと言えるものだと理解している。

MoF 上村：

1点追加する。先程、コミュニケの20億ドルの部分について質問を頂いていたが、私自身その点を確認することができないので、もし引き続き関心があれば、次のNGO協議会等で質問頂くとよいかもしれない。

波多江：

協議会だと3カ月後になってしまうので、改めて個別にやりとりさせて頂きたい。

MoF 上村：

個別の質問の取り扱いについては、開発機関課での取りまとめや取り扱い等の前例もあるので、整理して頂きたい。

MoF 真船：

プレリミナリーな回答になるが、ADB でまさにこのスキームについて現在フィージビリティスタディーを行っているので、このスキームで、どのくらいの規模の発電所の早期廃止と再生可能エネルギーの支援ができるかについては、これから検討するところだと思う。

波多江：

質問 4 と 5 について、まさにおっしゃる通り、相手国の電力政策あるいは気候変動対策を深く理解してエンゲージメントし、長期的な計画を立てていくことが必要で重要であると我々も思っている。私の理解では、現時点で JBIC が貸し付けをしている建設中のもの等 6 案件は全て電力購買契約で 25 年間の長期売買契約となっている。そうすると、これからどの案件も例えば 2025 年以降に稼働を始め、運転期間は 2050 年を軽く超える可能性がある。しかし、今話をしているスキームまで作って早期廃止をさせていく動きは、2050 年に全て廃止する話ではないと思う。もっと前段階で止めさせていく必要があることを世界全体で認識し、こうした取り組みになっているのだと思う。そう考えると、今まさに建設中で何年後かから 25 年間稼働するものに JBIC が融資していく、しかも、座礁資産化のリスクの議論を全くしないまま融資を行ってよいのかと我々は思ってしまう。ここは JBIC が政策銀行として、インドネシア政府の電力政策、気候変動対策について本当に深く話し合いをしながら、どのように建設中の案件を稼働させないか。あるいは、25 年の契約があるけれども早期に閉めていく段取りを作るのか。その議論が今まさに必要ではないかと思うがいかがか。

MoF 上村：

繰り返しになってしまうが、2050 年のネットゼロ目標を、どのような道筋で、具体的にどのように達成していくかは、それぞれの国にとって目を逸らすべきではない大事な課題だと思っている。その点については、JICA、JBIC、MDBs、それぞれの機関を所管している我々として、真剣に議論していかなければならない課題であると考えている。

波多江：

現在建設中のものをこれから 25 年間、日本の公的資金で動かすことはぜひ止めて頂きたいので、これを機に JBIC も含めて議論をもっと出来ればと思う。

遠藤：

波多江さんがおっしゃったように、数年先から 25 年間稼働するものを進める一方で、こうした早期フェーズアウトするものを同時に進めていくことは、先程の回答ではそれほど矛盾しているとは認識されていないようだったが、はっきり言ってこれは矛盾なのではないかと思う。

次の議題にも関わってくるが、ADB のスキームのフォーカスは、石炭、再生可能エネルギーにあるがガスをどうするのか。ガスも化石燃料で、脱炭素を進める上ではキーになってくるため、ここをどうするかが大変重要なトピックになってくると思う。現在 ADB が進めているフィージビリティスタディーのコンセプト等を読むと、フォーカスになっているのは石炭、重油とディーゼルである。ガスは入っていない。本来であれば、そこもきちんと見た上で脱炭素をどうするか考えていかなければならないのではないかと思う。これについては、ADB から市民社会に対してもコンサルテーションがあるとのことだったので、そこでも意見交換をさせて頂ければと思う。

NGO 側提案議題 5：天然ガス関連事業に対する日本の公的支援と国際協力銀行が融資を検討中のカナダ LNG 事業について

杉浦：

簡単に背景を説明する。ご存じの通り、パリ協定で産業革命前に比べて地球の平均気温の上昇を 1.5 度に抑える努力目標を掲げている。これを達成するためには、2050 年までに世界の温室効果ガスの排出を実質ゼロにする必要があるとされている。最近発表された国際エネルギー機関（IEA）のレポートでは、今後、石油・ガス開発や新規炭鉱、炭鉱拡張に新規の投資をすべきではなく、現在建設中や計画中の液化天然ガス（LNG）プラントの多くも必要ないと指摘されている。また、国連環境計画のレポートにおいても、ガスの生産がすでに減少傾向に入っていなければならないと指摘されている。よって日本政府としても、今後公的支援を使ったガス関連インフラへの支援は中止すべきだと考えている。

以上の背景から、4 点質問をさせて頂く。質問 1 は、気候変動対策の観点から、ガスを含む化石燃料支援方針に関わるものである。質問 2、3、4 は、JBIC が現在融資を検討中の LNG カナダ事業における JBIC ガイドライン違反に関する点について、財務省の意見を伺いたい。

MoF 上村：

質問 1 が、石炭火力発電以外の化石燃料インフラへの公的支援の制限を導入すべきとの点に関する議論であった。現在化石燃料以外の部分に対する支援を制限するルールは、日本政府としてはない状況である。我々は、相手国の発展段階に応じてニーズをよく理解した上で、脱炭素化に向けた取り組みに貢献していくことが大事だと思っている。その上で、多様なエネルギーやエネルギー源、技術を上手く活用しながら、現実的な移行を包括的に支援していくことが重要であると考えており、そうした理解で経済産業省、環境省、外務省等と連携して対応を図っている。

質問 2 について回答する。我々は、「インフラシステム海外展開戦略 2025」を策定しており、その中で 6 つの優先協力分野を定めている。エネルギー安全保障の分野でこの案件の協力を確認しており、相手国のニーズには沿った事業だと考えている。2050 年のネットゼロの達成に向けて、トランジションエネルギーとして LNG も 1 つのエネルギー源になると我々は考えている。当然、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの導入拡大、再生可能エネルギーも使っていくが、それらを全体として最大限に活用し、ネットゼロの達成に向けた取り組みを進めていこうと考えている。

MoF 森：

質問 3 と 4 は、LNG カナダ事業と、これに先行するモントニーガス開発事業についてのお尋ねであるが、経緯のある話なので、まず JBIC から回答をお願いします。

JBIC 大隈：

質問 3 で、上流のシェールガス開発生産事業に関する質問を頂いていると認識している。こちらのプロジェクトは、ブリティッシュ・コロンビア州（BC 州）政府が先住民族計画や EIA の作成を求める事業に該当していない。一方で、事業者や BC 州政府へのヒアリングを通じて、BC 州政府が求めるような環境関連の許認可を取得していることや、その環境規制に則った対応が取られていること、また先住民族からこのプロジェクトに対する苦情は受けていないこと等を確認しており、JBIC の環境ガイドラインに沿って、BC 州政

府の方針も踏まえた、必要な環境社会配慮が実施されていることを確認してきている。加えてモニタリングに関しても、当局から問題点等の指摘や苦情が寄せられていないことも確認している。

質問4に回答する。まず、ガスの開発現場とコースタル・ガスリンク・パイプラインを繋ぐパイプラインプロジェクトについて頂いた質問に関しては、先程の回答と重複するが、こちらもBC州政府が先住民族計画やEIAの作成を求める事業には該当しない。一方で、事業者やBC州政府へのヒアリングを通じて、現地のBC州政府の環境規制に則った対応が取られていることや、先住民族が保有する土地に影響がないこと等を確認しており、JBICの環境ガイドラインに沿って、BC州政府の方針等も踏まえた必要な環境社会配慮が実施されていることを確認している。

加えて、コースタル・ガスリンク・パイプラインについての質問も頂いていると認識している。こちらに関しては、LNGカナダプロジェクトと不可分一体の施設として取り扱われるべき施設であることを前提とし、環境社会配慮確認を実施している。こちらのプロジェクトやBC州政府は、カナダ国法令やBC州政府の法令を遵守した上で先住民族と対話を通じ、先住民族の代表者との間で合意を得てきたことを確認している。こうした合意プロセス、またBC州政府やプロジェクト側の対応に関して、FPICに関する先住民族の権利に関する国際連合宣言の諸要請に応えるものだと考えられる。加えて、現時点での社会的合意の調整状況に関して、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダードに照らしても合理的であるとの認識を持っている。

MoF 森：

言うまでもないことだが、JBICは融資を検討するにあたって、自身で定めた環境ガイドラインを遵守する必要がある。LNGカナダ事業については、まさに現在JBICで検討中の事業と承知している。現時点での環境レビューの実施状況の説明がJBICからあったが、財務省としては、今回ご指摘を色々頂いているので、JBICが引き続き環境ガイドラインを遵守して対応していくよう促していきたいと考えている。

杉浦：

数点コメントと質問がある。質問1で、相手国の発展段階に応じてニーズを理解した上で、脱炭素化への取り組みを進めていくべきだとお考えとのことだった。しかし、背景の部分に説明がある通り、IEAは、今後の新規の案件の石油・ガス開発等には投資すべきではないとしており、現在建設中や計画中のLNGプラントも多くのもが必要ないと述べている。したがって、イギリス、フランス、スウェーデン、他のヨーロッパ諸国も含め、世界の流れが石油・ガスを含んだ化石燃料への融資を止めていく方針になっている。

つい先日アメリカも、MDBsの化石燃料支援に対する、アメリカ政府の投票行動を制限する指針を発表している。アメリカはこの指針によって、上流部分のガス事業やほぼ全ての石炭、石油事業に対するMDBsの融資、政策支援、金融仲介機関を通じた支援について、アメリカ政府が支援しないことを定めている。日本政府も同様な方針を採用していくことが期待されており、ぜひCSO側としても、世界の流れに合わせてこのような方針を採用して欲しい。

質問2の回答について、先程言った通りIEAレポートでも、新規のガス案件、またLNGプラントは現在計画中的のものも多くが必要ないとなっている。相手国のニーズやエネルギー安全保障の分野での話が合ったが、こうした世界の流れと科学的研究に基づいて、新しいLNG案件、特に大規模なものは無くしていくべきである。さらに、相手国のニーズに沿った事業であるとおっしゃったが、我々の理解では、LNGカナダ

はアジアへガス輸出を行う事業であると理解している。よって、現地のエネルギーの需要を満たす、相手国のニーズを満たすものではないと考えている。

MoF 上村 :

エネルギー政策の今後については、技術革新がどのように進んでいくのかわからない側面もある。また、再生可能エネルギーの活用について、途上国に対し様々な形で、色々なスキームも通じて移行を促していくことも非常に大事であると考えている。我々が途上国の需要や考え方を、むしろディスカレッジするような形でアプローチしていくこと自体は、すべきではないと考えている。そうした点や、今頂いた話も踏まえながら、今後基本方針を考えたい。

MoF 田部 :

アメリカ政府が MDBs の化石燃料について出した方針に関して、話をさせて頂く。まず、アメリカがパリ協定に戻ってきたこと、そしてアメリカがこうした議論において、国際社会に対してリーダーシップを発揮しようとしていることは、非常に歓迎すべきことである。また、先程上村からも申し上げたが、途上国を含め、全ての国で脱炭素化に向けて取り組むことは非常に重要であると思っているので、MDBs の支援を通じてそうしたところを促す方向性は、我々としても共有している。

ただし、アプローチが我々と少し違うと思っている。アメリカ政府は、我々の印象としては、A は良い、B は悪い、C は良い、D は悪いというように物事を分類して決めつけ、なぜそう分類しているかについては根拠も理由も書いていないというアプローチを採っている。しかし、このようなアプローチを採って何が残るか。丸が付いているものだけで本当に全てのエネルギー需要が賄えればよいが、それだけでは賄えない場合がある。

例えば、現在 1 割のみ再生可能エネルギーで、9 割は石炭で賄う国があったとする。仮にこの国が、再生可能エネルギーで賄えるのは現状 20% しかなかった場合、10 を 20 に引き上げる努力を支援することは非常に大事だが、その間、残りの 80% は放っておいてよいのかという問題がある。放っておくと誰も支援しないので、最も安易なものに流れる。それは恐らく最も非効率な石炭になってしまう。そうすると、むしろ世界全体の排出にとって良くないのではないかと我々は考えている。それぞれの国が、実現可能かつ最もアンビシャスな、脱炭素化に向けた道筋をきちんと描き、そこに乗っているものをきちんと支援していくことが、我々にとって必要なアプローチなのではないかと考えている。これは相互に排他的な考えだとは思っていないので、そこについてはこれからアメリカともよく議論をしたい。

杉浦 :

質問 3 について、BC 州政府が先住民族の移転計画や EIA を求める事業ではなく、ヒアリングで状況を確認しているとのことであった。ご存じだと思うが、ガス田の開発ではフラッキングによる様々な環境影響が起きている。レターにも書いたが、水質汚染や大気汚染リスク、メタン排出による地球温暖化のリスクなど様々な影響があり、フランスやブルガリアではすでにフラッキングが禁止されている。世界でもフラッキングは、社会的にも環境的にも影響があるとされており、こうした事業に融資する時に、きちんとした EIA が無いことは非常に問題である。

採掘許可証も拝見した。まずこれをベースに環境レビューをし、それに加えてヒアリングをするのだと思うが、まず採掘許可証は不十分だった印象である。かなり簡素的なもので、先住民族コミュニティへの配慮

については相手に伝えたかという点にのみチェックが付いていたり、コンサルテーションはしたかという点にチェックが付いていただけで、実際にどのようなディスカッションが他に行われたか等が一切見えないことが非常に疑問で、十分ではないのではないと思っている。

JBICのガイドラインとしては、EIAを入手しなければならないことが大前提だと思う。入手出来ない場合は融資をしないことが必要ではないかと思うが、一步譲って、独自で調査をされたのなら、ヒアリング等を通じて追加で得た情報も公開し、市民社会側にも情報提供をして頂くことが、説明責任を果たすために必要なのではないかと思う。

質問4のパイプラインの建設に関して、BC州でEIAの作成を求める事業には該当しないとのことだった。しかし、我々の調査では、現地のBlueberry River First Nationsという先住民族の土地にパイプラインが入り、すでに彼らが訴訟を起こしている。この事業に対してというより、今後のガス開発の事業全般に対して訴訟を起こしており、保障されていた伝統的な土地利用への権利が侵害されていることが、裁判所でも認められている。BC州は、同地域での新規の石油・ガス開発への許認可発行を行わないよう命じられている。これは新規の案件が対象なので、パイプラインは対象に含まれないと思うが、判決では累積的な環境社会への影響が述べられている。例えば、森林破壊や、現地の生態系への影響が述べられており、これは、BC州政府と先住民族の間で結ばれた条約に違反していると指摘されている。

また、許認可を見るだけでも、先住民族への影響が及ぶ可能性があるとして唆されているので、こうした点を踏まえて、きちんとした環境社会評価、先住民族への影響評価、また協議記録等もJBICに提出するべきであり、JBICはそれを公開するべきである。

MoF 森 :

JBICからの説明によれば、BC州政府からEIAや先住民族計画等の提出を求められていないとの話であった。JBICが説明した事実関係を前提にすると、文書提出がないことだけをもって、ガイドラインに違反していると言えるのかどうかは難しい問題があるように思う。一方で当然ながら、カテゴリーに応じた環境レビューを行う必要はある。今回まだ融資前なので、特に今ご指摘頂いた点を踏まえて、JBICにおいてさらに検討されるものと思う。

JBIC 大隈 :

先程、フラッキング等個別の部分に質問を頂いたので、簡単に説明させて頂く。まず、フラッキングはシェールガス開発事業にて広く用いられるものである。フラッキングに用いる水に化学物質が若干含まれており、これが地下水、帯水層に混入することが主に懸念されていると理解している。その上で、こちらの上流のプロジェクトに関しては、帯水層への影響を防止するための措置が講じられている。また、シェール層自体、一般的な生活用水等に用いられる帯水層とは深さが異なっている。併せて、採掘の井戸から漏れ出す対策も実施しているため、ガスの掘削に関して、帯水層への影響は予見されないことは確認している。現在はモニタリングのフェーズに入っているため、操業状況も確認しているが、当局からの指摘も受けておらず、問題は生じていないと認識している。

先住民族についても指摘があったが、上流開発の部分から先に簡単に答えさせて頂く。今回の上流開発のプロジェクトに関する先住民族の方々への説明や協議は、BC州政府の制度に基づき、当局が行うことになっている。その上で、先住民族から当局に対しては、野生動物の生息地の保全の話や、建設を開始するにあた

って通知の要望が寄せられていると聞いている。こうした当局からの要請に基づいて、事業者も適切にしっかり対応していることは確認しているの、こうした形で対応していることを補足しておく。

杉浦：

様々な追加調査をしているとのことだが、こうした情報が市民社会側に一切公開されていないことは問題なので、もし可能なら公開して頂きたい。そうすればこちらでももう少し理解ができると思う。

不可分一体のパイプラインの事業に関しては、しっかり JBIC のガイドラインを遵守して頂きたい。また、FPIC の取得について、現地の政府がすでにきちんと確認していると述べられたが、伝統的な先住民族のリーダーの方々は全く合意をしていない。政府が認めた現地のリーダーはその事業に合意しているが、元々現地の法で土地に関わる権利が認められている伝統的なリーダーの方々が合意していないため、FPIC の取得は出来ていないと考えている。国連の人種差別撤廃委員会でも、事業を一時停止する決議を発表しているので、こうした国際的基準に照らし合わせても、FPIC はまだ取得されていないと我々は認識している。そうした点もしっかりと JBIC のガイドラインに照らし合わせて確認して頂きたい。

川上：

私はこの案件について詳しく知っているわけではなく、一般的なシェールガス開発の問題は資料を読むなどして勉強している状況。ただ、今、話されたガイドラインの解釈が聞き捨てならなかったの、コメントさせて頂く。相手国政府がしないとやっているから環境アセスメント（EIA）を JBIC でも確認しなくてもよいとは、JBIC のガイドラインには全く書いていない。このような理解は完全に解釈が歪んでいて、私の観点からはガイドライン違反となるはず。政府が要請していなければ EIA を確認しなくてよいなどは、どこにも書いていない。カテゴリ A に分類されれば、EIA を行わなければならない。どこにも例外規定は書かれていない。また先住民族に影響があると考えられる場合には計画を出さなければならないのは、現地政府が要請しようがしまいが関係ない。そうでなければ、この JBIC ガイドラインは完全に解釈が変わってしまう。ガイドラインは、この案件のみならず他の案件でも全て適用されるものであり、もしも、そのような解釈をしているのであれば、非常に大きな問題であると思う。そこは認識を変えて頂きたい。現在の理解を変更し、借入人に EIA を要請することを要件とするべきである。

さらに 1 点質問で、先住民族の同意はどのように確認したのか。文章で確認しただけかもしれないが、実態を反映していないような確認の方法、あるいは政府や業者の言っていることを丸飲みするのではなく、別のソースで確認しなければ実態は分からない。特に NGO からこうした具体的な問題点が指摘されているので、そこで情報を確認し本当にどうだったのか、先住民族の権利をよく理解しているエキスパートに頼んで確認する作業が必要である。別の案件でも同じような問題点があったので発言させて頂いた。

波多江：

EIA の公開については、まさにガイドラインの環境レビューの所で、カテゴリ A 案件では提出されなければならない文書として EIA や先住民族計画が書いてある。向こうの法律に従っているから法令遵守されていると解釈されているのかもしれないが、BC 州の法令で要請されていないとしても JBIC のガイドラインの立て付けとしては、提出が要件になっているものである。パイプラインもガス採掘についてもカテゴリ A の案件であり、影響を及ぼしやすいセクターにもリストアップされている。ガスの開発ではしっかりと文書の提出を求めるべきであった。現在検討中のパイプライン、ターミナルも含めて、必要な文書はしっかり

と入手し公開して頂く必要がある。その点はガイドライン違反であると我々は認識しているので、そこはしっかりと対応して頂きたい。

JBIC 大隈 :

先住民族の同意をどのように確認したのかについて、基本的には事業者や政府のヒアリングを通じて、密なコミュニケーションを取った上で確認している。LNG カナダプロジェクトに関しては、具体的にはこうした先住民族と協議すべしというところを特定し、こうしたところとはコンサルテーションするべきであるという点は、予め BC 州政府が定める運用になっている。そのため、そうしたことが、特定された先ときちん
と行われているのかももちろん確認する。許認可についても、BC 州政府がコンサルテーションを実施できていることを確認し、出すことになっている。そうした点を逐一我々も確認し、適切な対応が取られていることを確認している。

波多江 :

JBIC として、入手した文書を公開することを求めているものがガイドラインである。今おっしゃったような確認した情報を、第三者、我々も含めて意見を広く求めるためにきちんと出すことがガイドラインの立付けである。よって、入手した文書が EIA という形でなかったとしても、該当する文書をしっかりと公開して頂きたい。それによって、ガイドラインに則った説明責任を JBIC がきちんと果たしていることになる。

< 追記 : 本事業についての議論は議題 7 においても一部行われている。 >

NGO 側提案議題 6 : クーデター発生後のミャンマーにおける国際協力銀行のビジネス支援事業の今後、及び世界銀行、アジア開発銀行の対ミャンマー資金拠出停止に関して

木口 :

国軍が起こしたクーデターから半年が過ぎ、ミャンマーの国軍の暴力が続いていることは報道等でご承知の通りである。この国軍の支配をミャンマーの多くの方たちは未だに受け入れていない状態である。また、国際的にも民主主義に価値を置く日本を含めた国々にとって、国軍の行為は受け入れ難いものだと理解している。

この状況の中で、世界銀行とアジア開発銀行は、比較的早く貸し付けの停止を表明している。それぞれただ短い声明を出しただけで、詳細は明らかではない。この判断が行われるプロセスを、可能な限り市民社会に明らかにして頂きたいと考えている。また、この対応の評価について、財務省の見解を伺いたい。これが質問の 1 から 4 に当たる。

これまで Y Complex 事業について数回議論をさせて頂いている。JBIC 等のご説明では、環境社会配慮ガイドラインの確認の対象外である賃料が問題になっているとして、少し議論がかみ合わないところもあったが、これまで色々な情報を頂いている。過去の件については色々見解が異なってしまうが、今後、このミャンマーの状況で事業を続けた場合、どう考えても我々は国軍を利することは避けられないと考えている。これまでの議論を通して考えると、環境社会ガイドラインの確認対象外であるのであれば、こうした資金の流れを止める手立てを日本の OOF は持っていないのか確認させて頂きたい。これが質問 5 に当たる。

また、日本として、具体的な案件を通してどのように国際的なメッセージを出すかが非常に重要だと考えている。特に、G7 で上がってきた国際協調の具体化も含めて教えて頂きたい。それが質問 6 に当たる。

MoF 足立 :

世界銀行に関わる質問に回答させて頂く。質問書の脚注にある、世界銀行のプレスリリースにも記載があるように、世界銀行においては internal policies and procedures のご指摘頂いた Operational Policies 7.30 等の内部規定に従って、貸し付けの一時的な停止を決定したと承知している。この決定は、先程申し上げた内部規定に従って世界銀行の事務局で判断したものであり、そもそも内部規定上、理事会の決定を経る必要があるものではない。ただし、理事会には適時説明がなされている。我々としては、世界銀行の事務局が予め定めた内部規定に従って判断をしたことから、適切な判断がなされたと考えている。

MoF 真船 :

質問 3 と 4 の ADB に関する部分について回答する。質問 3 の内部ガイドラインの部分はまさに内部規定のため、内容については当方から明らかに出来ないことはご理解頂きたい。その上で、基本的には de facto government がその国を実効的に支配しているかどうかも含めて、様々な条件を勘案しながら ADB として決定する内容になっていると承知している。ADB 理事会の決定に係る関与は、基本的に世界銀行と同様の取り扱いになっており、今回の決定も ADB の内部のガイドラインに沿って、ADB の事務局において判断されたものである。また、それに沿って理事会の審議を経る必要はなかったが、理事会への説明はきちんとなされていると承知している。我々としても ADB において適切な判断がなされたものと考えている。

MoF 上村 :

質問 5 は、JBIC とその他政府資金について、軍事利用に関する文書はないとの認識は正しいかの問い合わせであった。その他政府資金全般については我々も承知出来ていないが、JBIC について述べると、ご指摘頂いたような軍事や紛争に関わる資金の流れを明示的に禁じている文書はないと理解している。

JBIC 宮崎 :

質問 6 について、我々は日本の事業会社が事業を行う上で、その要請を受けて支援を検討している。したがって、まずは日本の事業会社の意向を踏まえる必要があると考えている。その上で我々としては、今後のミャンマーの事態の推移をよく注視していきながら、日本政府とも必要に応じて連携し、適切に対応したい。

木口 :

2 点目の ADB に関して、内部規定なので公表できないとのことだが、世界銀行はオペレーションマニュアルで公開されており、特段秘密にするような内容ではないとこちらとしては考える。De facto government は確認していないが、Force Majeure に関しては公開があったかと思う。これを公にしない理由も教えて頂きたい。

MoF 真船 :

公にされていない理由は ADB に確認をする必要があるもので、現時点では回答できない。ただし内容については、様々な条件はあるが、基本的に世界銀行における取り扱いと類似のものであるとご理解頂きたい。

木口 :

何かの機会に、また教えて頂きたい。質問5に対するご回答について、軍事利用に関しては明示的に示している文書がないとのことだった。JBICの公的資金という性格上、このような明らかにサプライチェーンよりもかなり近い形で、国軍が管理をしていると思われる口座に直接お金が入るため、ミャンマーの方々からも国際的にも非常に注目されている事業である。

これは、これまでも議論させて頂いたようにクーデターの前から指摘していたことである。そもそも国軍は、現在私たちが目にしている暴力を国境地帯や少数民族地域で70年間行っていた疑いが非常に強い。特に2017年のロヒンギャ・ムスリムの方々への人道的な問題を引き起こしたことで、国際的に非難が非常に高まり、様々な調査が行われている経緯がある。

その中で、ディフェンスアカウントという名前の口座を誰が管理しているかはこちらでもまだ調べ切れていないが、そうした所に直接賃料が入る。JBIC、JOIN、官民連携のファンドも含めて、公的資金が流れる。これは、日本政府自体のレピュテーションリスクに繋がるのではないかと我々は考えていて、特にミャンマーの方々からは、ひいては日本国民に対する非難に繋がるのではないかと強く懸念している。非難されるから悪いわけではなく、そもそも国軍が起きている人権侵害に我々は加担したくない強い思いがあり、これまで様々議論させて頂いている。今の回答では今後どうするのが非常に不安である。ODAに関しては明示的な文書があるのに、JBICが出す公的なお金ではなく、日本は企業と相談して決めるため待つほしいとの回答では、財務省としての立場も国際的に説明がつくのか非常に懸念する。

MoF 上村：

木口さんの問題意識に直接フィットする形で答えるには何が言えるかを考えていた。JBIC法にJBICの存在意義、目的規定がある。民業補完を旨としつつ、我が国にとって重要な資源の獲得や、わが国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の環境保全、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、これらを以って、我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与するために、JBICが仕事をするべきであると規定されている。様々な制度や取り扱いも、最終的にはこの目的規定に照らして考えることになっていくと理解している。ミャンマーの話に限らず、個別案件の取り扱いも含めて、最終的にはこうした点で適切かという観点から、引き続き対応を考えたい。

MoF 森：

まず冒頭強調しておきたいのは、我々としてもミャンマーの状態を強く懸念している。各地で発砲や実力行使がなされ多くの民間人が亡くなっている。特に最近指摘されていることは、状況がブラックボックス化しているのではないかという点である。このような指摘がされる中で、ミャンマーから離れた日本にいる我々の立場からすると、松本先生や木口さんを始め、メコン・ウォッチの方々から現地の状況を踏まえた指摘を頂いていることは、大変貴重で重く受け止めている。

財務省とJBICの関係として、財務省はJBIC法の観点から見ると建付けになっているので、ミャンマー向けの方針をどうしていくかについては、まず、JBICとしてどうするのかということになる。ただし、当然JBICも、政府系金融機関として日本政府全体の方針に沿う形で対応していく必要。先程JBICからも、ミャンマーの事態の推移を注視しつつ、必要に応じて日本政府とも連携をしながら適切に対応していくと回答があった。これは、他の機関の動向や他国の制裁の状況を一切見ないというわけではないし、頂いたミャンマーの現地の情勢も見ながら対応していく。日本企業が出ていくからそれにそのまま従っているわけでは決

してなく、こうしたこともきちんと見ながら JBIC として判断しているものと承知している。引き続き、ミャンマーの現地の状況や起きていることを、NGO 協議会の場等を通じて色々教えて頂きたい。

木口：

目前の人権侵害に加担するような資金の流れを具体的に、明示的に止めるものはないことが今はっきりしたので、これは非常に問題だと思っている。ODA 大綱のような大きな理念を作れるかという点非常に難しいだろうが、この点についてはこれからも引き続き議論させて頂きたい。ミャンマーの情勢については皆様が真摯に受け止めているとのこと、引き続きぜひその点をご配慮の上、政策を決めるよう努力を続けて頂きたい。

大林：

このような法的なことには全く詳しくないため、今話を伺っていて非常にショックを受けた。要するにお二方の説明だと、JBIC としては国軍の虐殺等で何か行動を取る理由は全くなく、その判断は政治だという理解でよいか。つまり、JBIC を責めても仕方がなく、政府の問題だから政府に言って欲しいということか。

MoF 森：

JBIC がどのように判断をしていくのかについては繰り返しになるが、JBIC としてはまず、日本の事業者からの要請があって初めてこれを検討する。ただし、日本の事業者が支援を要請すれば、それに唯々諾々と従うわけでは決してない。きちんとミャンマーの事態の推移や現地の状況、他機関の動向や各国の制裁の内容等を検討し、対応していくものと私自身は理解している。質問の答えになっているか分からないが、JBIC で何か補足があれば願います。

JBIC 宮崎：

先程上村さんから話があったように、我々としても当然 JBIC 法上のミッションがあり、ここに沿った形で、すなわち日本の事業者の国際競争力の維持向上を支援する目的で対応している。本件についても、日本の事業者と密に意見交換して意向を踏まえているので、現状はそうした判断に基づいて対応している。

NGO 側提案議題 7：モザンビークへの円借款及びナカラ回廊開発（鉄道整備・石炭開発・天然ガス開発）への JBIC 融資について

渡辺：

この議題は JVC だけでなく、モザンビーク開発を考える市民の会とアフリカ日本協議会と合同で出している。主に 3 点について質問する。

1 点目が、これまでずっと尋ねているモザンビーク政府の隠れ債務の問題と円借款についてである。2 点目が、モザンビークにおけるナカラ回廊開発のうちの鉄道整備と石炭開発についてである。こちらは融資の前から現地の被害についてお伝えし、融資をしないよう求めていた中で融資がなされた。しかし結果的に 3 年強で、このビジネスから撤退することが発表された中で、責任の問題等の質問をしている。3 点目が、天然ガス開発についてである。ここでも、昨年 7 月の融資決定前から現地で生じている被害や紛争の状況についてお伝えし、JBIC として融資をしないよう訴えてきたにも関わらず融資がなされる中で、昨年度現地情勢が非常に劇的に悪化し、今年の 1 月から事業が停止している。第一権益者であるフランスの TOTAL 社

が Force Majeure（不可抗力）宣言を出し、実質的に事業が出来ない状況が続いている中で、責任を問いたく議題提案をしている。

この議題は他の団体の皆さんが提案した議題の3~5と関係していると思いながら、これまでの議論を聞いていた。議題の投げ方の観点が違うのは、石炭あるいは天然ガス開発が行われている現地で、具体的にどのようなことが起きているかという観点から議題提案をしている。

例えば波多江さんが議題4でご質問された中で、温室効果ガスの排出を長期に渡りロックインする事業を支援する一方で、温室効果ガスの排出を早期に抑制するための支援を行うことへの矛盾はないのかと問いに対し、矛盾はないとご回答があった。しかし我々NGOがこうした議題を提案するのは、確かに気候変動や環境の観点からもあるが、非常に大きな事業により、現地の社会や人々への影響が不可逆なレベルで起きており、社会を改変する上に甚大な被害が起きているからである。これは環境問題でもあり、社会の問題でもあり、根底に人権問題がある。その中で質問をさせて頂いている。先程、矛盾は生じないと言ったが、その事業が行われている現地でどのような人権侵害や被害が起きているかをきちんと踏まえて理解し、それを防止するための対策も打ち、その上での融資ということをきちんと認識の上、政策決定して頂きたい。その上で、回答も頂きたく冒頭に発言をする。

MoF 萬 :

質問1と2について回答する。質問1の隠れ債務問題に対する見解については、これまでお伝えしているように、隠れ債務問題は重要なイシューであるとの見解に変更はない。

質問2は、2015年5月を最後に新しい円借款は供与していないかについて、これも前回の協議会から状況は変わっていないので、新規の円借款は供与していない。これまでお伝えしていたが、新規の円借款についての考え方は、モザンビーク政府の重要なイシューである隠れ債務問題の解決と、債務の持続可能性の確保に対してどうモザンビーク政府が取り組むのかを注視し、引き続き慎重に判断したいと考えている。

JBIC 沼田 :

質問3から5について回答する。質問3について、JBICとしては、我が国の鉄鋼業界のための原料調達先の多角化等に意義を見出し、NGOからの指摘も踏まえ、融資に先立ち環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに則り、事業者が環境社会配慮を適切に行っていることを確認しつつ、更に、融資契約において、事業者に対し今後も環境社会配慮を適切に行う義務を課した上で融資決定に至ったものである。

質問4について、JBICによる融資決定から三井物産、Valeの事業撤退の決定まで3年3カ月の期間において、モアティーズ炭田の原料炭は本邦製鉄会社による引き取り実績があった。結果として融資決定時に想定していた引き取り期間とはならなかったものの、我が国の鉱物資源の安定確保に貢献したものと理解している。

質問5のaについて、三井物産によるValeの売却は、2021年6月25日に完了したと聞いている。Valeによる第三者への売却に関しては、一般論として、秘密保持契約（NDA）の締結、情報開示、入札、契約交渉といった売却に必要なプロセスがあるが、これらを考えると、売却完了まで6から12カ月はかかるものと思われるため、未だ売却プロセスの途上にあると理解している。

質問 b については、JBIC はこれまで融資契約書上の環境社会配慮ガイドラインの遵守規定に基づき、事業者はナカラ事業に係る環境当局による承認の付帯条件として求められたモビリティ・アクション・プランを策定、実行し、JBIC は事業者に対して地域住民への配慮を促してきた。本年 6 月 25 日付で、JBIC の融資は期限前弁済を受けて、一義的には融資契約上の JBIC と事業者の権利義務関係は消滅している。しかしながら、Vale による事業売却後も、本事業を譲り受けた企業がモビリティ・アクション・プランに沿った対応を継続するものと理解している。なお、JBIC から、Vale に対してはこのような対応が新たな事業者に引き継がれることを望む旨申し入れている。

JBIC 大隈：

質問 6 以降について回答させて頂く。その前に 1 点、先程 LNG カナダの件でご意見を頂いた点について回答させて頂く。まず、EIA が現地の制度にない点の解釈について、ガイドラインに基づき環境アセスメントの現地制度があり、その対象になる場合は手続きを正式に終了し、承認を得なければならないとなっている。しかし、本件はそもそもこちらに該当しないため、EIA 作成を行っていない。その代わりに代替文書を公開する対応を取っており、必要な環境社会影響評価確認を行っている。先程申し上げた通りヒアリング等をした上で確認をしている。その上で、そうした協議結果を公開して欲しいとの意見も頂いた。これに関してはガイドラインに沿って、残念ながらこちらも一般に公開されている文書ではないため公開出来ないと解釈をしている。それに則った対応が我々のポジションである。以上が先程のご意見に対する回答である。

カーボデルガード州の事業の回答に入る。質問 6 について、プロジェクトの所在しているカーボデルガード州においては、イスラム過激派武装集団の襲撃が数多く発生している状況で、国連・人道問題調整事務所の報告によると、2021 年 4 月末時点で約 73 万人の国内避難民が発生していると認識している。モザンビーク政府の治安部隊が治安維持活動を行っているが、イスラム過激派武装集団は完全に掃討されるには至っておらず、極めて厳しい状況が継続していると認識している。引き続き、プロジェクトの関係者や外部専門家等からの情報に基づいてリスク分析を行い、レンダーとして適切に対応したいと考えている。

質問 7 について、オペレーターである Total が Force Majeure 宣言を行い、それ以降 4 カ月超の期間、プロジェクトサイトにおける建設作業が中断していることに関しては、極めて厳しい状況であると認識している。ただし、プロジェクトを取り巻く状況を踏まえると、プロジェクトの遂行に向けてやむを得ない判断であったと受け止めている。今後の具体的な見通しは未定だが、南部アフリカ開発共同体（SADC）やルワンダ政府からモザンビークへの軍事支援について合意がされており、カーボデルガード州において治安維持活動が開始されているものと承知しているので、治安改善に向けた一定の進展を期待している。引き続き、現地情報については情報収集を行いたい。

質問 8 について回答する。前回の定期協議において、環境社会配慮に関してはプロジェクトの関係者からも対応策を聴取し、その適切性の検証を行う一方で、独自に外部専門家を起用し、現地情勢について詳細な情報収集を実施して、実施者から聴取した情報の正確さも含め、プロジェクト関係者による対応策の客観的な検証を行っているとし申し上げた。Force Majeure 宣言は現地の治安情勢の悪化が要因であり、治安回復に向けて、モザンビーク政府やプロジェクト関係者による取り組みの効果や適切性が重要事項であると認識している。具体的な検証内容や、本行としての対応に関しては、プロジェクト関係者や外部専門家の間での守秘義務に属する情報になるため、詳細な回答は差し控えさせて頂きたい。カーボデルガード州の治安状況改善に向けた動向をしっかりと注視し、関係者と密に連携しながら、レンダーとして適切に対応したい。

質問9について、環境社会配慮プロセスにおけるステークホルダーとして、皆様から頂いた情報提供や意見は重く受け止めている。石炭、鉄道整備、港湾開発事業に関しては、頂いた情報も踏まえ、コロナ以前は現地への地域住民や環境当局との面談も通じモニタリングを実施してきた。また、天然ガス開発事業に関しては、Force Majeure 宣言が行われ、現在プロジェクトサイトにおける建設作業が中断していることは、極めて厳しい状況であると認識している。引き続き、プロジェクトの関係者や外部専門家と連携した上で、現地の治安情勢や環境社会配慮に関する情報収集、リスク分析を実施し、レンダーとして適切に対応したい。

渡辺：

最初に、人権の問題でもあると述べ、これまでいかに現地で直接的な被害が生じてきているかを、私も現地で行った現地調査の状況もお伝えし、ずっとお話をさせて頂いてきた。例えば質問5は、それに関するやりとりが何年かに渡って蓄積されている。私の勘違いなら申し訳ないが、本日頂いた回答は、前回のやりとりすら読まれていないのではないかという内容で、非常に驚いた。

なぜ驚いたかという、質問5のbで、現時点でどのような対応をしているか聞いた際、現地の被害への対応として、JBICにはガイドラインがあるため、JBICが関わることでむしろ人権状況は改善されるとおっしゃって、事前の警鐘を鳴らしていたにも関わらず融資を決定された。そのような中で、結局融資先の株主譲渡が行われて主体が変わり、JBICはそことは関係なくなる、と今回回答があった。したがって、申し入れをしたとしても、これまで生じている被害に対して責任は取れない。そのことについて前回尋ねたところ、その中で今後どのようなことができるのか、どのようなことをすべきかを考えていきたいと、質問書に引用した回答を頂いた。そのため、どのように積極的に考えているのかを質問している。契約上は関係ないとも言えるかもしれないが、他の案件も同様にこのようなことが起きるので、NGOは事前に問題提起をしているのである。

机上の空論で、環境政策の話、気候変動の話をしているのではなく、実際に気候変動の影響が現地の人々、世界で食料生産をしている農民、次の世代に影響を与え、また、この大きな事業が現地に直接的に被害を与えるためここでやりとりをしている。改めてそのことを踏まえて、今一度、前回の回答でどういうことができるのか、どういうことをすべきか考えていきたいとおっしゃっていたので、そこを踏まえて回答を頂きたい。

もう1点は天然ガス開発に関して、Force Majeure 宣言を受けて厳しい状況だとおっしゃった。Force Majeure 宣言の背景は紛争状態にあることが原因で、宣言が出されたとおっしゃっていた。ではその紛争状態になった原因を、JBICはどのように具体的に分析しているのか。何を要因だと考えているかを聞かせて頂きたい。

JBIC 沼田：

1点目の、ナカラのプロジェクトの件についてお答えする。確かに前回、今後どのようなことができるのか、すべきことがあれば考えていきたいと申し上げていた。先程の意見も重く受け止めているが、我々としては事業者及びスポンサーの判断を重視している。繰り返しになるが、一義的には融資契約上定められているJBICと事業者間の権利義務関係が消滅する中で別途事業者を縛る新たな契約関係を設けることは難しい。JBICとしてはせめて出来ることとして、付帯条件としてモビリティ・アクション・プランに沿った対応を継続することをValeに対して引き続きお願いしている。

JBIC 大隈 :

2 点目で、天然ガス開発に関する質問を頂いた。現地がこのような状況になってしまった要因に対する見解を求められていると理解している。こちら一言で言うのは難しいが、イスラム過激派が非常に活発な活動をしてしまったことについて、なかなかコントロールが難しかったことが一つの原因だと考えている。

LNG カナダについて頂いた意見に対する回答で、1 点言い忘れたことがあったので補足する。LNG カナダについての現地住民との協議に関して、対象は現地の政府が事前に定めると簡単に述べたが、具体的には 30 の先住民族が対象になっている。そのうち 19 の先住民族にはコンサルテーションが必要、11 の先住民族にはコメント対応が必要となっており、これは適切に行っている。19 のコンサルテーション先についてはさらに自主的な取り組みとして、19 のうち 17 とは契約も結ぶ形で書面上の合意が取れている。残りの 2 つのうちの 1 つとは覚書も締結してしっかり協議をやっていく形になっているので、完全に FPIC は成立している、合意されたと解釈している。

渡辺 :

引き続き伺いたい。こちらが伺っているのは、イスラム過激派が台頭してきた背景をどのように分析しているのかである。

JBIC 大隈 :

イスラム過激派の台頭の背景も、一言で回答することは簡単ではないと思っている。現地での情勢は、歴史的な背景、あるいは足元の様々な状況の変化、国際情勢を巡る様々な状況等諸々の要因が合わさり、最終的に現在のような形に発展していったこと以上を述べることはなかなか難しい。

渡辺 :

今なぜこれを聞いたかについて述べる。先程ルワンダ軍の件で SADC の話をされていた。ある程度制圧をし始めているとの情報も入ってくるが、この紛争の背景の要因として、様々な歴史的背景や、社会的に不安定な背景で格差が広がったこと、現地での被害、色々な分析がなされているが、天然ガス開発による現地での被害や格差、社会の改変については、どの分析でも私が目にしているものでは述べられている。現地のことしたことを研究している研究者の方々、あるいは NGO の方々は、この状況が落ち着いたからといってすぐにビジネスを再開する話にはならないと言っている。またそうすると、同じことが起きるリスクがあると言っている。

NGO もステークホルダーであることがガイドラインの冒頭に位置付けられているが、その中で NGO の情報も踏まえている、重要だと考えている、とあるので、現地からそうした声があることを具体的に伝えておく。そのため、出来れば分析を聞いたかったのだが、答えて頂けないのであれば、ここできちんと警鐘を鳴らしておく。

大林 :

ナカラ回廊については、鉄道、石炭の融資と天然ガスの融資の 2 回とも、一般市民的に言えば、どう見ても融資事業として失敗だと思う。先程から、現地政府、外部専門家、プロジェクト関係者からの情報を得ていると話があり、以前もそのように言われたと思うが、実際に NGO、現地からこのような声が上がっていることに関しても同じように、外部専門家うんぬんと言われた。しかし、結果としてそれらの情報はそれほど判断の支えにならなかった。2 回続けてそのようなことがあった。

また、最も知っているのは現地の住民であることも今回明らかになったことである。彼らは単にオブザーバーではなく、実際に生活し、プロジェクトに左右される人であり、プロジェクトの在り方によっては裨益する人たちである。この人たちの声を、ステークホルダーとして本当に真面目に聞いて一緒に進めなければ、何回でもこのような失敗はあり得ると思う。このような協議会は、NGO が特にこうした問題について批判し、JBIC や財務省が何とか躲すという感じが見えて、非常に建設的ではないと私は思っている。

何となく議論が噛み合わず、現実が何も変わらないまま会議が終わってしまうことがずっと続いている。その間に、むしろ現実はどうも悪い方向に進んでしまう。途上国での事業を進めるには、相手国政府やプロジェクトから話を聞くだけでなく、実際の現地に住んでいるステークホルダーと一緒に、事業の進め方を真面目に議論していく姿勢がなければ、同じことを繰り返す。特にモザンビークに関しては、これからどのように事業を再開するのか、しないのか、どのように転がしていくのかについては、現地の人たちと話し合わなければ何ともならないと思う。

少なくともモザンビークに関しては、市民社会を入れてアドホックに集まり、どちらが悪いという問題は別にしても、とにかく今どうするのかを真面目に議論する場を作っていかなければならない。そうしなければどうも悪い方向に向かうのではないかと思うので、そうしたことを検討して頂きたい。

渡辺：

別の観点からの質問が2点ある。1点は先程、石炭の開発、鉄道整備の話がされている時に、契約に載っている以上のことはなかなか出来ないとされた。企業の判断を優先せざるを得ないとのことだった。契約上は恐らくそうなっているだろうが、一方で最近、ビジネスと人権が言われている。これは国連ですでに扱われており指導原則も出てきて、国内でも行動計画（NAP）が発表されている。JBIC が先程おっしゃっていた JBIC のミッションとして、企業の海外進出を後押ししていく中で、ビジネスと人権を踏まえる。ビジネスと人権は OECD や ILO でも話されており、ガイドラインがすでに出来ているので、そうしたものを踏まえていく必要がある。したがって、ビジネスと人権の動向を JBIC はどう踏まえているのか、先程から人権問題だと言っているのだから、そこについて見解を伺いたい。

もう1点が、先程の議題2から4の中で繰り返しおっしゃっていたことについてである。脱炭素の動きを作っていく上で、現地の社会の需給バランスを見ながら、長期的にダメージを与えない形で脱炭素に向けた道筋を考えていく必要があり、その中で天然ガスは過渡期のトランジションの中で有効であると話をされていた。耳障りは非常に良い言葉だが、そのような計画と見通しがどの段階で出てくるのかは、話を聞いていても全く分からなかった。言っているだけで、結局融資はどんどん出来てしまう。財務省も JBIC もそのようなことを方針として考えているなら、脱炭素の動きの中で、そうしたガイドラインや規則を今後作る方向で議論しているのか。

先程の議論を聞いていると、例えば、そうしたものがなければ今後は融資をしてはならないというルールがあってもよいのではないかと思った。そうした見通しがなければ融資をしない。逆に、相手国政府の意向に沿うのであれば、相手国政府がそうしたものを提出しなければ、JBIC として石炭あるいは天然ガスの事業には融資しないと明言してもよいのではないかと先程の議論を聞いていて思った。両方とも石炭と天然ガスで関係があるので、別の観点から質問させて頂いた。

JBIC 大隈 :

大林さんの質問にまずお答えする。現地の声をしっかり聞くべきだとの内容だと理解した。意見は重く受け止めている。今後どのような方法があり得るのか、我々もしっかり考えているので頂いた意見も踏まえて検討したい。

人権についてどのように考えているのかとの質問も頂いた。もちろん、非常に重要な観点であることは十分認識している。環境社会配慮の観点でその点も踏まえて、しっかり審査していかなければならないイシューであると考えている。今もその観点でしっかり取り組んでいるが、本日頂いたご意見も踏まえて、今後の在り方をしっかり検討したい。

MoF 田部 :

先程渡辺さんから話があった、脱炭素に向けて各国にきちんと計画を作らせるべきであるとの話について、世界銀行、ADB などの開発金融機関を担当している我々の立場としては、まさにおっしゃる通りだと思っている。特に世界銀行や ADB、各開発金融機関は、そのような計画を作ることを支援する権利も有しているので、そうした機能を活用してきちんとした計画を立てていく。そして、それに則ったものを支援していくことが重要であると考えている。そのような方向で我々も議論したい。

渡辺 :

今後天然ガス開発案件が出てきているようだが、そうした具体的なことがなければ融資は検討しないとご明言されたという理解でよいか。

MoF 田部 :

今、私が申し上げたのは、世界銀行やアジア開発銀行等の開発金融機関に対して、今後どのような方針で臨んでいくのかについて、まずは各国ごとの計画をきちんと作っていくべきだということである。

田辺 :

この議題の中で、JBIC から議題 5 に関する返答があったが、これについては時間も限られており、波多江さんより個別にやり取りする旨がチャット内で示されていたので、そのような対応でお願いする。